

1
5
第

極秘

(一) 現

日韓船舶問題解決の基本方針(二七、二、六)
日韓間の船舶の帰属に關しては、昨年九月十一日付総司令部
に引渡すべき旨の覚書が發せられ、その後石の置籍船の帰属
の問題、昨年十月三日、十一日、十七日、二十三日、二十九日、
十月二日、九日、十五日、二十一日、二十八日、十一月五日、
十二日、十九日、二十五日、十二月二日、九日、十六日、二十三日、
二十九日、再行開かれた。互つて日韓間に討議が行われ、今年一月
十九日、朝鮮船舶の返還に關する諸問題にあつた日本船舶の返
還、朝鮮船舶の返還に關する諸問題にあつた日本船舶の返
還、朝鮮船舶の返還に關する諸問題にあつた日本船舶の返
還、朝鮮船舶の返還に關する諸問題にあつた日本船舶の返

(二)

日韓船舶問題解決の基本方針(二七、二、六)
日韓間の船舶の帰属に關しては、昨年九月十一日付総司令部
に引渡すべき旨の覚書が發せられ、その後石の置籍船の帰属
の問題、昨年十月三日、十一日、十七日、二十三日、二十九日、
十月二日、九日、十五日、二十一日、二十八日、十一月五日、
十二日、十九日、二十五日、十二月二日、九日、十六日、二十三日、
二十九日、再行開かれた。互つて日韓間に討議が行われ、今年一月
十九日、朝鮮船舶の返還に關する諸問題にあつた日本船舶の返
還、朝鮮船舶の返還に關する諸問題にあつた日本船舶の返
還、朝鮮船舶の返還に關する諸問題にあつた日本船舶の返
還、朝鮮船舶の返還に關する諸問題にあつた日本船舶の返

(6) (5) (4) (3)

を韓議とは議らえ五議の屯隻同合十
 國題を韓題れるて一題以てでじ意五
 側(D)主國(Q)るお総(B)外ああくせ隻
 のに張置にこり屯ににるが韓題、五
 調対し籍よと、でおつが、國(A)目八
 査して船るに又あいは、日側には○
 は、日本。つての根本チ日本が認を與えち四隻を確認したのみで、そ
 動本側、返還的拒否の考えて韓國側は、石五隻
 乱の要求したものは三四隻であるが、
 によつて不十分であり結論を得てい
 ない。

... (faint text on the right page) ...

二

- (一) 本件解決の基本方針
昨年九月十一日付のS O A Pの方針と全く異なるものであること等の理由によつて採るべき
それまでの法的措置が困難であること等の理由によつて採るべき
法上の法的措置が困難であること等の理由によつて採るべき
策ではない。
- (二) 韓国側の要求する議題Bは、Korean Vesting Decree
ものである。Korean Vesting Decreeによる要求をそのま
入れることには、同法令の規定する財産の範囲が極めて広範で
あることからは、他の財産の帰属についても影響するところ
あり且つ終戦時から、朝鮮に寄港していた船舶に適用ありとは解釈し
難いのでこれを直に採ることには要求を全部拒否すること、今
後の日韓両国間の外交に悪影響を與えるものであるから、今
の際、若干の船舶を韓国側に引渡すことが得策である。こ
但し、この場合船舶の引渡しは、S O A Pの履行、ない
至は、Korean Vesting Decreeの適用という点で、日本が援助するとい
韓意で行うものとする。韓国建設を日本が援助するとい
趣意で行うものとする。韓国建設を日本が援助するとい
韓国への船舶譲渡は、適当な船舶を国が所有する者から買上
げて行うものとし、必要を予算上の措置を二十七年予算に
おいて行うものとする。必要を予算上の措置を二十七年予算に
右の引渡しにより、今次の日韓間の船舶問題は最終的に解決

本件解決の基本方針
 昨年九月十一日付のS O A Pの方針と全く異なるものであること等の理由によつて採るべき
 それまでの法的措置が困難であること等の理由によつて採るべき
 法上の法的措置が困難であること等の理由によつて採るべき
 策ではない。
 韓国側の要求する議題Bは、Korean Vesting Decree
 ものである。Korean Vesting Decreeによる要求をそのま
 入れることには、同法令の規定する財産の範囲が極めて広範で
 あることからは、他の財産の帰属についても影響するところ
 あり且つ終戦時から、朝鮮に寄港していた船舶に適用ありとは解釈し
 難いのでこれを直に採ることには要求を全部拒否すること、今
 後の日韓両国間の外交に悪影響を與えるものであるから、今
 の際、若干の船舶を韓国側に引渡すことが得策である。こ
 但し、この場合船舶の引渡しは、S O A Pの履行、ない
 至は、Korean Vesting Decreeの適用という点で、日本が援助するとい
 韓意で行うものとする。韓国建設を日本が援助するとい
 趣意で行うものとする。韓国建設を日本が援助するとい
 韓国への船舶譲渡は、適当な船舶を国が所有する者から買上
 げて行うものとし、必要を予算上の措置を二十七年予算に
 おいて行うものとする。必要を予算上の措置を二十七年予算に
 右の引渡しにより、今次の日韓間の船舶問題は最終的に解決

したものとし、韓国側は船舶に関する引渡し請求を、今後な
さざることとを確約させるものとする。

（Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is too light to transcribe accurately but appears to be several lines of cursive writing.)